

	(2)の事実	(1)の事実	(3)の事実	(4)の事実	(被告の抗弁事実)	(被告の抗弁事実)	(弁護士法違反の論点)	(印章の冒用の論点)	
	平成21年6月5日、被告が富士に対し過払金(元金約190万円)の返還の請求をした事実(乙9)	平成21年6月5日以降同年10月頃にかけて、被告が富士に対し左記過払金の返還の交渉をした事実	被告が原告の亡母の相続に係る原告及びその弟の相続放棄申述手続に関与していた事実(甲15、16)	本件委任契約に先立って、被告が原告の弟の債務整理を受任して、平成21年当時、進展しないままであった事実	着手金分割払の約束が原告被告間で口頭であったか否か。	左記分割払の着手金等の支払を被告は原告に督促していたか否か。	被告による富士への過払金返還請求は弁護士法違反か。	富士更生手続に関して被告が原告名義で作成した一連の文書について、被告による印章の冒用があったか。	
(1)の裁判	原告の主張	当該事実を主張。乙9を当然の前提とし、争点と捉えていなかった。	当該事実を主張(甲17)。被告も争わないので争点と捉えていなかった。	当該事実を主張(人証調べ前に、これは争点であると指摘)。	当該事実を主張(人証調べ後)。	否認。	否認。	弁護士法違反である。	原告は被告に印鑑を預けたことはない。被告が原告名義で作成した一連の書類(甲6、8、10、11)に押印された印鑑はばらばらである。
	被告の主張	乙9を提出。争点とは捉えていなかった。	被告も当該事実を積極的に主張(乙25、準備書面7、8)。	否認。	実質的には争っていない(被告本人21~22頁、47~48頁)。	当該事実を主張。	当該事実を主張。	「裁判書類作成関係業務」として合法である。	平成22年1月ごろ、原告は、被告事務所に自分の印鑑を持参し、被告にそれを預け、被告は富士更生手続においてそれを使用した。
	争点について、人証調べ前に示された裁判所の見解	(争点とは捉えていなかった)	(争点とは捉えていなかった)	争点ではなく事情に過ぎないとの見解を提示。				(左記の点が中心的争点であり、弁護士法の解釈は争点とは捉えていなかったと見られる。)	(平成21年4月10日の本件委任契約(甲3)の際に原告が被告に印鑑を預けたなどの主張や指摘は、誰もしていない。)
	判決	乙9を全く無視し、「平成21年6月5日時点においては、未だ原告が富士に対して140万円を超える過払金返還請求を確定したとはいえないから、原告が直ちに事務の取扱を中止するべきであったと認めることはできない」と判示。	当該事実を全く無視。	7点の論拠を挙げて否定(判決書11~12頁)	触れていない。	否定。	否定。	平成22年1月に原告の弟の相続放棄申述受理の書類を受領した後、弁護士への引継等の手続を何ら執らないまま約8か月を経過したことは懈怠であり有責。	被告が富士の更生手続に使用した印鑑は、少なくとも2種類(甲8、甲10)あることが認められるから、少なくとも、被告が原告とは全く関係のない1本の印鑑を使用していたと認めるのが相当。この点の事務処理は不適切で有責。
(2)の裁判	一審原告の主張	当該事実を主張。自白成立も主張。	当該事実を主張。	第一審判決の7点の論拠の不当性を逐一指摘し、寧ろ当該事実を推認させる事実が8点あることを指摘して反論(控訴理由書17~23頁)。	当該事実を主張。	否認。	否認。	弁護士法違反である。	甲8は富士更生手続のために提出する相続放棄申述受理証明書の交付申請書だから、富士更生手続に使用した印鑑に当たる。甲6と甲10は同一の印鑑を使用していると思われるが、それらと甲8、甲11は明らかに印影が異なるので、一審被告は、少なくとも2種類、おそらく3種類の印鑑を富士更生手続で使用していた。
	一審被告の主張	「認める。」(自白)(一審被告が2の事実自体を争っていないことは明らかである。)	「被告が富士に対し過払金請求に関して電話をしたこと、担当者と直接話をすることができないことが続いたことは認め、その余の事実を否認する」としているが、具体的な主張はなされていない。	当該事実を否認するもの、上記一審原告の一審判決に対する反論に対し、一審被告から何の反論もなかった。	本件以前の経緯につき概括的に「否認する」としているが、実質的には争っていない。	当該事実を主張。	当該事実を主張。	認定司法書士に認められる代理権の範囲を超えるもの、一審原告との関係では無権代理ではない。	原判決は、富士更生手続に使用された印鑑として、甲8と甲10を引用しているが、同手続に提出された書類は甲6と甲10であり、甲6と甲10に使用されている印鑑は同一である。(平成21年4月10日の本件委任契約(甲3)の際にも一審原告が一審被告に印鑑を預けた、一審被告が一審原告から預かった印鑑の数は2本である、といった主張はしていない。)
	判決(確定判決)	当該自白について全く無視。その上で、乙9につき、「過払金242万7705円のうち一審原告が相続分を有する範囲の返還を請求するものであったと合理的に解釈するのが相当である」と判示。	当該事実を全く無視。	当該事実を全く無視。	当該事実を全く無視。	触れていない。	触れていない。	訴訟の目的の価額が140万円を超える場合であっても、当該訴訟の当事者から依頼を受けて司法書士が裁判所に提出する書類を作成し又はその相談に応じることは法的に許容されており、一審原告の弟の相続放棄を知った後でも、弁護士へ引き継ぐ義務はない。	甲6及び甲10の文書は一審被告が一審原告から平成22年1月頃に受領した印章を使用して作成されたものである。甲8及び甲11の文書中の印影は、本件委任契約書(甲3)と同21年4月10日付け。)中の印影と酷似しているから、甲8及び甲11は一審被告が一審原告から同21年4月10日に受領した印章を使用して作成されたものと認められる。従って印章の冒用は認められない。(しかし、判決中に、平成21年4月10日に一審被告が一審原告から印章を受領して預かったという事実の認定は無い。)

(3)の裁判	再審原告(一審原告)の主張(再審事由)	②の事実についての自白につき判断遺脱。	①の事実につき判断遺脱。	③の事実につき判断遺脱。	④の事実につき判断遺脱。				
	棄却決定	「確定判決が上記①及び②の事実に関する認定判断をしていることは判文上明らかである」と判示(しかし、その根拠としては、確定判決中の②の事実自体を否定する部分しか摘示していない。また、再審原告の主張する再審事由が「②の事実についての自白の成立についての判断遺脱」であることを決定の理由中で明確に摘示しているのに、当該自白について何ら判断を示していない。)	判断遺脱(職権破棄相当)	判断遺脱(職権破棄相当)					原判決は、平成21年4月10日に一審被告が一審原告から印章を受領して預かったという事実を認定していない。また、印影が「酷似している」という中間的な評価を述べただけで、印影が「一致している」という事実を認定していない。これらの事実認定を欠いた上記原判決の判示は理由不備である(上告理由第4)。また、印章の冒用が問題となっている事案において、当該印章は文書名義人本人から預かったもの(平成22年1月頃)と事実を当該文書を作成した法律専門職側の主張、供述等にも基づいて認定することは、経験則、探証法則、証明責任の原則の点で民法に著しく反する(上告受理申立理由第2)
(4)の裁判	再審原告の主張(申立理由)	弁論主義の第2原則(自白の裁判所拘束力)違反であり、判例違反である。	原決定が摘示する論拠(確定判決中の該当箇所)は、②の事実自体についてのものであり、理由として成り立っていない。また①と②の事実をことさら混ぜて論じており、不当である。	「消極的認定」なる概念の曲解の上での立論であり、民法338条1項9号の解釈適用を誤っている。また、「認定判断」の対象が途中ですり替わっている。	再審原告(一審原告)の弟が当時多重債務状態であったという事実からすれば、再審原告だけが亡母の遺産を取得するという相続処理は自然な成り行きであり、つまり、②の事実の積極的間接事実と位置づけられる。なお、③の事実を推認させるなどは主張していない。				
	抗告不許可決定	「民法337条2項所定の事項が含まれているものとは認められない。」							
特別抗告	抗告理由	自白の成立につき明らかに判断を欠いており、弁論主義という民法の大原則にも違反(判例とも相反)しているのだから、誤判の蓋然性が限りなく高い。それなのに抗告が許可されず再審が阻まれるのは、憲法32条(裁判を受ける権利)、31条・13条(適正手続)、76条1項(司法権の責務)違反である。さらに、判例相反の判断があるのに抗告を許可しなかったのは民法337条2項違反であり、職権破棄相当。		「消極的認定」の概念を用いて判断遺脱の有無を決することの当否は民法338条1項9号の解釈問題として非常に重要な事項であるのに、抗告を許可しなかったのは、民法337条2項違反であり、職権破棄相当。					
	棄却決定	「本件各抗告の理由は、憲憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、特別抗告の事由に該当しない。」							

※ 表中の証拠番号の表示(甲3、乙9など)は、前訴における表示である。